

平成24年8月23日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 堤 義景

平成23年(ハ)第1028号 損害賠償(交通)請求事件

口頭弁論終結日 平成24年7月19日

判 決

山口県

原 告

同訴訟代理人弁護士

田 邊 一 隆

山口県

被 告

同訴訟代理人弁護士

弘 田 公

同

根 石 博 文

同

吉 岡 寛 志

主 文

- 1 被告は、原告に対し、26万6758円及びこれに対する平成21年7月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを2分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、62万7877円及びこれに対する平成21年7月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、道路上で被告運転の自転車に衝突されて転倒する交通事故(以下「本件事故」という。)に遭って傷害を負ったとして、民法709条により、被告に対し、損害の賠償及び遅延損害金の支払を求める事案であ

る。

1 請求原因

① 本件事故の発生

平成21年7月27日午前10時25分頃、山口県[REDACTED]
[REDACTED]先の歩車道の区別のない直線道路（以下「本件道路」という。）上において、[REDACTED]方面から[REDACTED]方面に向けて進行していた被告運転の自転車（以下「被告車」という。）と、被告車の前方を左から右に歩行しようとした原告が衝突して原告が転倒する本件事故が発生した。

② 被告の過失

被告は、原告が歩行を開始しようとした位置の手前で被告車のハンドル操作を誤って、原告に被告車を衝突させて原告を転倒させたものである。

③ 原告の損害

原告は、本件事故により転倒して、通院加療を要する左大腿骨頸部骨折の傷害を負い、次のとおり、本件事故と相当因果関係のある損害を受けた。なお、原告は、本件事故に起因する傷害の治療のため、平成21年7月27日、同年8月5日、同月20日、同月26日、同年9月9日、同月30日、同年10月28日、平成22年2月1日、同年5月11日の合計9日通院した。

ア 治療関係費

i 治療費	5, 165円
ii マッサージ費	20, 000円
iii 薬品代	2660円

イ 付添看護費（自宅付添費）

i 訪問看護費	8, 111円
ii 家事援助費	215, 082円

ウ 通院交通費 39, 780円

エ 通院慰謝料 280,000円

以上小計 570,798円

オ 弁護士費用 57,079円

以上合計 627,877円

- ④ よって、原告は、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償として、前記③の損害62万7877円及びこれに対する本件事故発生の日である平成21年7月27日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

2 請求原因に対する被告の認否及び主張

- ① 請求原因①は認める。

- ② 請求原因②は否認する。被告が被告車を運転して原告の横を通過しようとしたところ、原告とすれ違う直前で突然原告が飛び出してきたため、被告は、地面に足をつけて被告車を止めようとするともにハンドルを右に切って原告との衝突を回避しようとしたが、被告の左肘と原告の右上腕が接触し、原告は左側部を下にして地面に倒れたものである。したがって、本件事故の発生については、原告にも責任がある。

- ③ 請求原因③は争う。原告の左大腿骨頸部骨折の傷害は、本件事故によって生じたものではない。

第3 当裁判所の判断

- 1 請求原因①の事実は、当事者間に争いがない。

2 本件事故発生の態様と当事者双方の過失

- ① 証拠（甲2, 11, 13, 乙5, 原告及び被告各本人）によれば、次の事実が認められる。

ア 原告は、本件事故発生直前、被告車から見て本件道路（幅員約6メートル）の左端（以下、本件道路に関する左右の別は、被告車から見てのものを指す。）で同道路の右側に向かって立って、同道路の右側にいた者と立ち話をしていたが、原告の立っていた位置のすぐ近くまで被告車

が進行してきていることに気付かないまま本件道路の左端から右方向に向かって歩き始めた直後に、進行してきた被告車と衝突してその場に転倒した。

イ 被告は、被告車を運転して、本件道路の中央近くをゆっくりと進行していた（被告は、左足を捻挫して左足が腫れて痛みがあり湿布を貼っている状態であった。）ところ、本件事故現場の相当手前の位置から、本件道路の左端で立ち話をしている原告が見えていたので、その横を通過しようとして原告のすぐ近くまで進行してきた際、本件道路の左端から右方向に向かって出てきた原告を見て、衝突の危険を感じ、地面に右足を付け、ハンドルを右に切って衝突を回避しようとしたが間に合わず、原告と衝突した。

- ② 前記①の事実によれば、本件事故は、原告が本件道路の左側から右方向に向かって歩き始めた直後に発生しているところ、一般に本件道路のような街中の道路にいる者が原告がしたような行動をすることはよくあることと考えられるから、自転車を運転していた被告としては、原告がしたような行動をする者がいるということを念頭に置いて、原告の動静を注視して原告との安全な距離を保持して慎重に運転する注意義務があったといえる。しかも、被告は、当時、左足を捻挫して左足が腫れて痛みがあり湿布を貼っている状態であったため、素早い自転車の運転操作がむずかしい状態であったと考えられるから、特に慎重に運転する注意義務があったといえる。しかし、被告は、原告との衝突を回避することができなかったことからみて、上記の注意義務を十分には果たしていなかった過失があるといわざるを得ない。

他方、本件事故発生直前、本件道路の左端に立って立ち話をしていた原告は、そのすぐ近くまで被告車が進行してきていることに気付かないまま本件道路の左端から右方向に向かって歩き始めた直後に、進行してきた被告車と衝突しているところ、本件道路の左端に立っていた原告が本件道路

の左端から右方向（同道路中央方向）に向かって出る場合には、同道路を通行する車両もあり得るのであるから、安全を確認して出るべき注意義務があったといえる。しかし、原告は、その立っていた位置のすぐ近くまで被告車が進行してきていることに気付かないまま本件道路の左端から右方向（同道路中央方向）に向かって歩き始めていることからみて、上記の注意義務を果たしていなかった過失があるといえる。

- ③ 以上の本件事故発生の様態及び当事者双方の過失の内容、程度、本件事故が自転車と歩行者との衝突事故であること等を勘案すると、本件事故発生についての過失割合は、原告が3割、被告が7割であると認めるのが相当である。

3 本件事故と原告の左大腿骨頸部骨折との因果関係

- ① 証拠（甲3，10，13，乙1の1及び2，原告本人）によれば、次の事実が認められる。

ア 本件事故発生後、原告が■■■■整形外科で平成21年7月27日と同年8月5日に受診した際にそれぞれ撮影された左大腿部のレントゲン写真ではいずれも骨折は認められなかったが、その後、■■■■病院で同年8月26日に受診した際に撮影された左大腿部のレントゲン写真では、左大腿骨頸部骨折が認められた。

イ 原告は、本件事故発生直後から左大腿部に痛みを感じ、本件事故当日の平成21年7月27日に■■■■外科で受診して、左大腿部のレントゲン撮影を受けたが、打撲であり1週間くらいで治ると診断された。しかし、原告は、その後も痛みが引かなかったため、同年8月5日にも■■■■整形外科で受診して、左大腿部のレントゲン撮影を受けたが、やはり前と同様の診断であった。原告は、その後も痛みが引かなかったため、同月20日に■■■■病院の内科で、次いで同月26日に同病院の整形外科で受診して、左大腿部のレントゲン撮影を受け、同病院（整形外科）において、左大腿骨頸部骨折と診断された。

ウ 本件事故発生時から原告が■■■■病院で同年8月26日にレントゲン撮影を受けるまでの間に、本件事故以外に、原告の左大腿部に骨折を生じる原因となるような出来事は、本件証拠上見当たらない。

エ 一般に、大腿骨頸部が骨折している場合であっても、その受傷直後に撮影したレントゲン写真ではその骨折が明らかでないが、その後に撮影したレントゲン写真で骨折が判明することはあり得ることとされている。

- ② 前記1, 2①の各事実及び前記①の事実を併せ考えると、原告は、本件事故で転倒したことにより、左大腿骨頸部骨折の傷害を負ったものと認めるのが相当である。

被告は、「原告は平成21年8月5日に■■■■整形外科に通院した後、同月20日に■■■■病院に通院するまで医療機関で診療を受けていないが、本件事故で左大腿骨頸部骨折の傷害を負っていたのなら、同月5日から同月20日までの15日間も医療機関で診療を受けていないのは不自然である。」旨主張する。しかし、原告は、本件事故当日の平成21年7月27日及びその後の同年8月5日の2回にわたり■■■■整形外科で受診して、その都度左大腿部のレントゲン撮影を受けていることからみて、原告は、本件事故発生直後から左大腿部に痛みを感じていたとみるのが自然である。また、原告は、■■■■整形外科で、打撲であり1週間くらいで治ると診断されていたことから、骨折しているとは考えないで、そのうち痛みが引くのではと考えて様子を見ていたということも十分あり得ることである。さらに、原告の陳述書(甲13)によれば、原告は、上記の15日間の途中において、痛みが引かないので、懇意にしていた医者に連絡をとり、■■■■病院で診察を受けることになったという経緯があることがうかがわれる。以上の事情を併せ考えると、原告が、上記の15日間、医療機関で診療を受けていないことをもって不自然であるということとはできない。

被告はまた、「原告は本件事故発生直後、歩いて自宅の階段を上がり(甲13)、その後も自力で階段の上り下りをしている(被告本人尋問)

上、被告が借りてきた車椅子、松葉杖をほとんど使用しなかった（原告本人尋問）。被告は、原告が自宅の中を歩き回る様子を見ている上、平成21年8月上旬には、原告が■■■■百貨店周辺で歩いて買物をしている姿も見ている（被告本人尋問）。このような原告の様子からすると、原告が本件事故により左大腿骨頸部骨折の傷害を負っていないことは明らかである。」旨主張する。しかし、「原告は本件事故発生直後、歩いて自宅の階段を上がり（甲13）」という点は、原告の陳述書（甲13）によれば、

「■■■さんは私を背負って運ぼうと言いましたが、私はかっこ悪いから背負ってもらうのは断って、■■■さんの肩を借りて、もたれるように家に入りました。」というのであり、他人の助けを借りて歩いて自宅の階段を上がった旨述べているものである。また、「被告が借りてきた車椅子、松葉杖をほとんど使用しなかった（原告本人尋問）」という点も、この点をもって、原告が左大腿部に痛みを感じていなかったことを示す事実であるとか、原告が独りで不自由なく歩き回ることができたことを示す事実であるとまでは言いがたい。さらに、被告が、被告本人尋問の結果に基づいて、本件事故発生後も原告は独りで自由に歩き回ることができた旨主張する点は、原告本人尋問の結果と大きく食い違っている上、前記のとおり、原告は、本件事故当日を含めて2回にわたり■■■整形外科で受診して、その都度左大腿部のレントゲン撮影を受けていることからみて、原告は、本件事故発生直後から左大腿部に痛みを感じていたとみるのが自然であること、■■■病院で平成21年8月26日に撮影された原告の左大腿部のレントゲン写真では、左大腿骨頸部骨折が認められており、原告は、同病院で、左大腿骨頸部骨折と診断されていること、被告本人尋問の結果中、被告の上記主張に沿う部分を裏付ける的確な証拠はないこと等に照らすと、被告の主張する上記の点をそのまま事実として認定することはできない。

その他、本件事故と原告の左大腿骨頸部骨折との因果関係に関して、被告が主張する諸点を検討しても、当裁判所の前記認定を動かすほどの事実

を認定することはできない。

4 原告の損害

証拠（甲4の2ないし8，甲15，乙2の1ないし4）及び弁論の全趣旨によれば，原告は，前記左大腿骨頸部骨折の治療のため，平成21年7月27日，同年8月5日，同月20日，同月26日，同年9月9日，同月30日，同年10月28日，平成22年2月1日，同年5月11日の合計9日通院治療を受け，平成22年7月5日骨癒合良好にて治癒と診断されていることが認められる。

以上認定の事実並びに下記の証拠及び弁論の全趣旨によれば，本件事故と相当因果関係のある原告の損害は，次のとおりであると認められる。

① 治療関係費

i 治療費 4975円（甲4の2ないし8）

ii マッサージ費 0円

証拠（原告本人）によれば，原告は，本件事故前からよくマッサージを受けていたことが認められ，原告主張のマッサージ費（本件事故から5か月余りないし7か月余り経過後のマッサージに関する費用）が本件事故と相当因果関係のある損害と認めるに足る証拠は提出されていない。

iii 薬品代 2450円（甲6の1，2，4ないし6）

② 付添看護費（自宅付添費）

i 訪問看護費 2077円（甲7の1ないし7，原告本人）

上記証拠によれば，原告は，本件事故前から看護師の訪問看護を受けており，その毎月の訪問看護費は862円であるから，862円を超える費用がかかった平成21年7月分の訪問看護費1698円及び同年8月分の訪問看護費2103円のうちそれぞれ862円を超える費用部分（平成21年7月分836円，同年8月分1241円，合計2077円）に限り，本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。

ii 家事援助費 10万円（甲8の1ないし12，原告本人）

上記証拠によれば，原告は本件事故により傷害を受けて身体が不自由になったため，自宅の掃除等をしてもらう家事援助を，■■■■市シルバー人材センターに依頼し，その費用が，平成21年7月分から平成22年6月分までで合計21万5082円かかったことが認められる。しかし，証拠（甲8の1ないし12）によれば，■■■■市シルバー人材センターに支払われた家事援助費は月によって相当大きく異なるところ，原告本人尋問の結果を含む本件全証拠によっても，■■■■市シルバー人材センターに支払われた毎月の家事援助費が，どのような必要から具体的に何をしてもらったことに対するものであるか必ずしも明らかでないから，上記費用全額を本件事故と相当因果関係のある損害と認めるのは相当でなく，本件事故と相当因果関係のある損害は，そのうち少なくとも10万円を下回らないものと認定するのが相当である。

③ 通院交通費 3万7010円（甲9の1ないし13）

なお，平成22年7月6日のタクシー代（甲9の14）については，原告の主張によれば，原告が■■■■病院に同月5日付け診断書（甲15）を取得しに行った際のものと思われるということであるが，その点が本件証拠上必ずしも明らかでない上，仮にそのとおりであるとしても，原告がその時期にタクシーでその診断書を取得しに行く必要性があったことについても，本件証拠上明らかでないから，上記のタクシー代については，本件事故と相当因果関係のある損害と認めることはできない。

④ 通院慰謝料 20万円（甲4の2ないし8，甲13，乙2の1ないし6，乙4，5，原告及び被告各本人）

上記証拠によれば，原告は本件事故により受けた左大腿骨頸部骨折の傷害の治療のため，平成21年7月27日から平成22年5月11日まで9日通院したこと，被告は，本件事故当日の平成21年7月27日及び同年8月5日に原告が■■■■整形外科で受診した際に同行して，その際の診療費

等を負担する等したことが認められ、これに上記証拠及び弁論の全趣旨から認められる諸般の事情を併せて考えると、本件事故と相当因果関係のある通院慰謝料は、20万円と認めるのが相当である。

⑤ 以上小計 34万6512円

⑥ 過失相殺（原告3割，被告7割）後の損害額 24万2558円

（計算式）34万6512円×0.7＝24万2558円

⑦ 弁護士費用 2万4200円

⑧ 以上合計 26万6758円

5 結論

以上によれば、原告の請求は、26万6758円及びこれに対する本件事故発生の日である平成21年7月27日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから、その限度で認容し、その余は、理由がないから棄却する。

よって、主文のとおり判決する。

周 南 簡 易 裁 判 所

裁 判 官 濱 崎 裕

これは正本である。

平成24年8月24日

周南簡易裁判所

裁判所書記官 堤 義 景

